

大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程

平成16年 4月 1日
規 程 第 3 5 号
平成17年11月28日改正
平成18年 3月31日改正
平成19年 3月26日改正
平成19年 7月20日改正
平成20年 1月15日改正
平成20年 3月28日改正
平成20年 7月15日改正
平成21年 3月23日改正
平成21年 6月25日改正
平成21年 9月 9日改正
平成21年11月30日改正
平成21年12月17日改正
平成22年 3月26日改正
平成22年11月30日改正
平成23年 1月11日改正
平成23年 3月28日改正
平成24年 3月30日改正
平成25年 3月26日改正
平成25年12月 3日改正
平成26年 4月14日改正
平成26年12月17日改正
平成27年 3月23日改正
平成27年 9月 7日改正
平成28年 3月15日改正
平成29年 1月30日改正
平成29年 3月27日改正
平成30年 1月29日改正
平成31年 1月28日改正
令和 2年 1月27日改正
令和 3年 1月25日改正
令和 4年 5月30日改正
令和 5年 2月27日改正
令和 5年12月11日改正
令和 6年 1月29日改正
令和 6年 5月13日改正
令和 7年 2月25日改正
令和 7年 3月24日改正

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）に基づき、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律

第49号)その他の法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員(外国人研究員を除く。)の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- 一 基本給は、本給(第23条の規定による本給の調整額を含む。)とする。
 - 二 諸手当は、扶養手当、機関長手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び研究代表者等特別手当とする。
- 2 外国人研究員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。
- 一 基本給は、本給とする。
 - 二 諸手当は、通勤手当のみとする。

第3条の2 前条の規定に関わらず、特定のプロジェクトを担当する研究教育職員で年俸制によることが適切であると認める者の給与は、本人の同意を得て、別に定める年俸制給与規程に基づき支給する。

(給与の支給日)

第4条 本給、扶養手当、管理職手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当は、当月1日から末日までの勤務期間について、その月の月額的全額を毎月17日に支給する。超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給日(この項において、毎月17日を「支給日」という。)が日曜日に当たるときは、支給日の前々日(15日が休日に当たるときは、18日)に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が休日に当たるときは翌日に支給する。

- 2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日(この項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。)が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。
- 3 研究代表者等特別手当は、6月30日に支給する。ただし、支給日(この項において、6月30日を「支給日」という。)が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(本給の決定及び適用範囲)

第5条 職員の受ける本給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定する。

2 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 一般職本給表(一) (別表第1)
- 二 一般職本給表(二) (別表第2)
- 三 研究教育職本給表 (別表第3)
- 四 指定職本給表 (別表第4)
- 五 外国人研究員の本給表(別表第5)

3 前項に掲げる、各本給表の適用範囲は、次に定めるところによる。

- 一 第一号の適用を受ける者 事務職員、技術職員
 - 二 第二号の適用を受ける者 労務職員
 - 三 第三号の適用を受ける者 研究教育職員、機関の長
 - 四 第四号の適用を受ける者 機構長が定める者
 - 五 第五号の適用を受ける者 外国人研究員
- 4 第2項第1号から第3号までの本給表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容並びにその級別の資格基準は、別に定める。

(本給等の改定)

第6条 機構長は、一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）の改正が行われた場合には、改正後の給与法、法人の収支状況、社会情勢等を斟酌の上、本規程を改正し、本給及び諸手当を改定することができる。

(初任給)

第7条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定める。

(昇格)

第8条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

- 2 職員を昇格させる場合、その者の号給については、別に定める。

(昇給)

第9条 職員（指定職本給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、別に定めるものを除き、毎年1月1日とする。

- 2 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、昇給日前1年間を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳（一般職本給表（二）の適用を受ける職員にあつては57歳）を超える職員の前項による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好以上であるものに限り、別に定めるところにより昇給させることができる。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上である職員及び研究教育職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級である職員（以下、「一般（一）9級以上職員等」という。）に対しては次項第1号に該当する扶養親族（以下、「扶養親族たる子」という。）に係る扶養手当に限り支給し、指定職本給表の適用を受ける職員に対しては扶養手当を支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- 一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - 三 満60歳以上の父母及び祖父母
 - 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - 五 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、扶養親族たる子については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（次の各号に掲げる職員（以下、「一般（一）8級職員等」という。）にあつては3,500円）とする。
- 一 一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者
 - 二 研究教育職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者
 - 三 年俸制給与規程で定める年俸額本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族（一般（一）9级以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般（一）9级以上職員等から一般（一）9级以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を機構長に届け出なければならない。
- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般（一）9级以上職員等に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般（一）9级以上職員等に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般（一）9级以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般（一）9级以上職員等から一般（一）9级以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）9级以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般（一）9级以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し、解雇され、又は死亡した日、一般（一）9级以上職員等以外の職員から一般（一）9级以上職員等となった職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般（一）9级以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般（一）9级以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行なわれたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前

項ただし書きの規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - 三 扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般（一）9級以上職員等が一般（一）9級以上職員等以外の職員となった場合
 - 四 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般（一）8級職員等が一般（一）8級職員等及び一般（一）9級以上職員等以外の職員となった場合
 - 五 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般（一）9級以上職員等以外のものが一般（一）9級以上職員等となった場合
 - 六 扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般（一）8級職員等及び一般（一）9級以上職員等以外のものが一般（一）8級職員等となった場合
 - 七 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち当該期間にある子でなかった者が当該期間にある子となった場合
- 8 前7項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（機関長手当）

第10条の2 機関長手当は、機関の長に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 前項の規定による機関長手当の額は別に定める。

（管理職手当）

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち機構長が別に定める職員について、その特殊性に基づき支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。

- 2 前項の規定による管理職手当は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額 $\frac{100}{25}$ を超えてはならない。

（地域手当）

第12条 地域手当は、機構長が別に定める地域に在勤する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額、本給、扶養手当、機関長手当及び管理職手当の月額の合計額に、それぞれの支給地域欄に掲げる区分に応じた、支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項に規定する支給地域に在勤する教職員が、その在勤する勤務場所を異にして異動した場合（これらの教職員が当該異動の日の前日に在勤していた勤務場所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）、当該異動後の地域手当の支給割合が当該異動の日の前日に在勤していた地域の支給割合に達しないこととなるときは、当該職員には第1項の規定にかかわらず当該異動の日から3年を経過するまでの間（次の各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあつては、当該変更後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、本給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当の額を支給する。

一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間

異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に支給割合の変更により、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）

二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）

異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

三 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。）

異動等前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

- 4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員（以下「給与法適用者」という。）、特別職に属する国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者（以下「給与法適用者等」という。）が、引き続き職員になった場合においては、前項の規定に準じて地域手当を支給する。

（広域異動手当）

第12条の2 職員がその在勤する勤務場所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務場所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した勤務場所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた勤務場所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務場所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務場所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務場所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と勤務場所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務場所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として別に定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る勤務場所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務場所への異動等が予定されている場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

- 2 給与法適用者等であつた者から人事交流等により引き続き本給表の適用を受ける職員又は異動等に準ずるものとして別に定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

- 3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

- 4 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舎に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）

二 第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が居住するための住宅（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があるとして機構長が別に定めるもの。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

一 前項第1号に掲げる職員次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給

単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通期間等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員の在宅勤務に関する規程に基づき、1 箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を在宅勤務した職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1 箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 勤務場所を異にする異動（出向を含む。）又は在勤する勤務場所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務場所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は移転の直前の住居（異動又は移転の日以後に転居する場合には、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次

の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 新幹線鉄道等に係る通勤手当支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当前項の規定による額

- 4 前項の規定は、検察官であった者又は国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受ける職員、非特定独立行政法人、国家公務員、若しくは公庫・公団等の職員（公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者）であった者（以下「国家公務員等職員」という。）から引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（職員となった日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の月額算出について準用する。
- 5 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

- 第15条 勤務場所を異にする異動（出向を含む。）又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用等の事情等を考慮して機構長が指定する職員に限る。）その他権衡上必要があると認められるものとして機構長が指定する職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員等職員から引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用等の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

- 第16条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。
- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

（超過勤務手当）

- 第17条 職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第2条に規定する所定の勤務時間を超えて勤務すること（以下「所定外勤務」という。）を命ぜられた職員には、所定外勤務をした全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定外勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で当該次に掲げる各号に定める割合（午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）に勤務した場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 一 所定の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により所定の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125
 - 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135
 - 三 1箇月当たりの所定外勤務が60時間を超えて行われた場合の前2号の勤務 100分の150
- 2 前項第3号の「1箇月当たり所定外勤務が60時間を超えて行われた場合」とあるのは、毎月1日を起算日とする前項の超過勤務手当の支給対象となる所定外勤務時間と次条第1号の休日給の支給対象となる日の勤務時間を合計した時間が60時間を超えて行われた場合とする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第21条の2の代替休暇の取得に代えられた時間については、第1項第1号又は第2号に定める割合とする。

（休日給）

第18条 勤務時間等規程第12条の規定による休日（同規程第13条の規定により休日を振替えた場合、振替後の休日）において所定の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、その実際に勤務した全時間に対して、休日給を支給する。

2 休日給は、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の割合は、前条第1項第2号及び同項第3号を準用する。

（夜勤手当）

第19条 所定の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第20条 第17条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び管理職手当の月額の合計額を当該年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の本給の月額とは、第23条の規定による本給の調整額が含まれた額をいい、規定により本給を減ぜられているときでも、本来受けるべき本給の月額とする。

3 第1項の地域手当、広域異動手当の月額とは、前項の本給の月額に地域手当、広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。

（宿日直手当）

第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,200円を支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。

2 前項の勤務は、第17条から第19条までの勤務には含まれないものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第22条 第11条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要及びその他業務上の必要により勤務時間等規程第10条に規定する週休日又は同規程第12条に規定する休日に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、当該職員が災害への対処等のため、臨時又は緊急及びその他業務上の必要により午後10時から午前5時までの間に正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

（本給の調整額）

第23条 本給の調整額は、機構長が別に定める適用区分表に掲げる勤務箇所等に勤務する職員（その勤務箇所に所属し、かつ、現に主たる勤務の場所としている場合に限る。）に支給する。

2 本給の調整額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて別に定める調整基本額表に掲

げる調整基本額にその者に係る適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が本給月額額の100分の25を超えるときは、本給月額額の100分の25に相当する額とする。

3 前2項に定めるもののほか、本給の調整額の支給に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

(期末手当)

第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び平成22年11月30日改正給与規程附則（以下、本条及び次条において「附則」という。）第2条第5号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、解雇された職員又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。なお、基準日に退職し、解雇された職員又は死亡した職員及び同日に新たに職員となった者は職員に含まれる。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者並びに同表及び指定職本給表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当する者（以下「特定幹部職員」という。）にあっては100分の105を乗じて得た額、指定職本給表の適用を受ける職員にあっては100分の64.25を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇し、又は死亡した日現在。附則第2条第5号において同じ。）において職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

4 一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、同表及び指定職本給表以外の各本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各本給表につき機構長が別に定めるもの並びに指定職本給表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に本給の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額にその職の職制上の段階、職務の級等を考慮して機構長が別に定める職員の区分に応じ、機構長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額（特定幹部職員並びに指定職本給表の適用を受ける職員にあっては、その額に本給月額に機構長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額、）を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間は職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、国家公務員等職員が引き続き職員となった場合には、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、直前に属していた機関が期末手当を支給しない場合においては、期間に算入する。

6 職員が次の各号の一に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。

- 一 職員が基準日から支給日の前日までの間に、職員就業規則第36条の規定により懲戒解雇された場合
 - 二 職員が基準日から支給日の前日までの間に、職員就業規則第21条の規定により解雇された場合
 - 三 職員が基準日前1箇月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職し又は解雇された職員（前2号に掲げる者を除く。）で、退職し又は解雇された日から支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた場合
 - 四 次項の規定により期末手当の一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた場合
 - 五 職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）第4条及び第4条の2により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員
 - 六 職員の介護休業等に関する規程（以下「介護休業等規程」という。）により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員
- 7 機構長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- 一 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、機構に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 8 機構長は、一時差し止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差し止処分を受けた者が当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差し止処分を受けた者について、当該一時差し止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差し止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差し止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 9 機構長は、一時差し止処分を行う場合に、一時差し止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（勤勉手当）

第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第2条第6号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその

者の勤務成績に応じて、それぞれ第4条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じた割合に機構長が別に定める成績率を乗じて得た額とする。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 前条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額に準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第25条第3項」と読み替える。
- 5 前条第6項及び第7項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 6 前5項の規定に関するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（研究代表者等特別手当）

第25条の2 競争的研究費の直接経費等の外部資金から研究代表者又は研究分担者の人件費を支出した職員には、研究代表者等特別手当を支給することができる。

- 2 研究代表者等特別手当の支給に当たっては、第27条、第29条及び第30条の規定は適用しない。
- 3 前項に規定するもののほか、研究代表者等特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

第26条 削除

（休職者の給与）

第27条 職員が業務上の傷病又は通勤による傷病により、職員就業規則第19条第1項第1号により休職にされた場合には、その休職の期間中、これに給与（基本給及び諸手当をいう。）の全額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところに従い、休業（補償）給付又は傷病（補償）年金（以下「労災保険給付」という。）がある場合には、給与の額から労災保険給付の額を控除した額）を支給する。

- 2 職員が前項の傷病以外の傷病により休職にされた場合には、その休職期間が1年（結核性疾患にあっては2年）に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。
- 3 職員が職員就業規則第19条第1項第2号により休職にされた場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 4 職員就業規則第19条第1項第3号（次号による場合を除く。）第4号、第7号による休職にされた場合には、その休職期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 5 職員就業規則第19条第1項第3号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害によるものが業務上の災害によると認められるときは、100分の100を支給することができる。
- 6 職員就業規則第19条第1項第5号に規定する期間については、給与を支給しない。
- 7 休職期間中の職員に対しては、他に別段の定めがない限り、第1項から第5項まで及び第9項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

- 8 第2項から第4項までの規定による本給、地域手当及び広域異動手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。
- 9 第2項又は第4項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第24条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
- 10 第2項の休職期間の計算等については、機構職員の休職及び復職に関する規程第3条の規定を準用する。

(派遣職員の給与)

第28条 職員就業規則第19条第1項第6号に定める派遣職員には、その派遣の期間中、本給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当（以下「本給等」という。）のそれぞれ100分の70を支給することができる。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、あらかじめ機構長の承認を得て、本給等のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。その他必要な事項は、その都度機構長が定める。

(育児休業等の給与)

第29条 職員育児休業規程第4条及び第4条の2により育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 育児休業をしている職員のうち、次に掲げるものに該当する職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。
 - イ 第24条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員
 - ロ 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員
- 三 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、機構長が定めるところにより、号給を調整することができる。
- 四 職員が育児部分休業（育児休業規程第13条に規定する育児部分休業をいう。）により1日の所定の勤務時間の一部について勤務しない場合には、第32条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(介護休業等の給与)

第30条 職員介護休業規程により介護休業及び介護部分休業をする職員の給与については、第32条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(機構の命令により勤務させない場合の給与)

第31条 入所禁止又は退所等機構の命令により職員を勤務させない場合には、機構は当該職員に1日当たり平均給与の100分の60を支給するものとする。

2 前項の平均給与の計算方法については、第34条第1項の定めによる。

(給与の減額)

第32条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第20条に規定する勤務1時間あたりの給与額(円位未満四捨五入)にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定により減額の対象となる時間数は、その給与期間における欠勤の時間数、部分休業の時間数及び介護休業の時間数の合計である。なお、合計時間数に1時間未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

(本給の半減)

第33条 前条の規定にかかわらず、職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(職員就業規則第29条)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。

2 前項の病気休暇期間の計算等については、勤務時間等規程第20条の規定を準用する。

3 前2項に規定するもののほか、第1項の勤務しない期間の範囲、本給の計算その他本給の半減に関し必要な事項は、機構長が定める。

(減給)

第34条 減給は、平均給与(算定すべき事由の発生した日(減給の意思表示が職員に到達した日)以前3箇月間における職員の平均給与をいい、その以前3箇月間とは、算定事由の発生した日は含まれず、その前日からさかのぼって暦日の3箇月について算定する。)に、職員に支払われた給与の総額を、その期間の総日数で割った金額とする。ただし、次の期間がある場合は、その日数及び給与額は先の期間及び給与総額には含まない。

- 一 業務上の傷病にかかり休職した期間
- 二 産前産後の休暇の期間
- 三 育児・介護休業期間
- 四 試用期間

2 前項ただし書の給与総額とは、算定期間中に支払われる労働基準法第11条に規定する給与のすべてをいう。ただし、次の給与については給与総額には含まない。

- 一 臨時に支払われた給与
- 二 期末手当及び勤勉手当

3 第1項ただし書に定める期間が、平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前3箇月以上にわたる場合の平均賃金は、その期間の最初の日をもって、平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなす。

4 前3項までに定めるもののほか、減給に関し必要な事項は、労働基準法に従い機構長が定める。

(日割計算)

第35条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇格等により、本給月額に異動を生

じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

- 2 職員が退職し、又は失職した場合には、その日までの給与を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から週休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前4項の規定は、第11条に規定する管理職手当、第12条に規定する地域手当及び第12条の2に規定する広域異動手当の支給について準用する。

(端数計算)

第36条 第17条から第19条までの規程により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当並びに第20条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第37条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与の支払)

第38条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、労使協定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、給与の支払に関し必要な事項は、機構長が定める。

(実施に関し必要な事項)

第39条 職員の給与に関しては、本規程に定めるもののほか、本規程に関する運用・解釈等については機構長が別に定めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(本給表)

- 2 本規程第1条に規定する職員のうち、施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年4月3日法律第95号）第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員（以下「承継職員」という。）の施行日における第5条第2項に規定する本給表は、行政職俸給表（一）については一般職本給表（一）とし、行政職俸給表（二）については一般職本給表（二）とし、教育職俸給表については研究教育職本給表とし、指定職本給表については指定職本給表とし、別に辞令を發せられ

ない限り、それぞれ適用する。

(本給月額)

- 3 前項の適用を受ける職員の施行日における本給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる職員については、一般職の職員の給与に関する法律及び人事院規則 9－8 (初任給、昇格、昇給等の基準) の規定により施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎とし本給月額を決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程の改正は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。
(職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替等)
- 2 この規程の適用日の前日において、別表第 1 から別表第 3 までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の施行日における本給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程の改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第 2 条 平成 18 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級 (以下「旧級」という。)が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級 (以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に 2 の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

第 3 条 切替日の前日において本規程別表第 1 から別表第 4 までの本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給 (以下「新号給」という。)は、次項及び次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給 (以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間 (別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第 2 に定める号給とする。

- 2 前条後段の規定により新級を決定される職員 (次項に規定する職員を除く。)の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第 3 に定める号給とする。

- 3 切替日の前日において指定職本給表の適用を受けていた職員の新号給は、旧号給に対応する附則別表第 4 の新号給欄に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え)

第 4 条 切替日の前日において、本規程別表第 1 から別表第 3 までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における新号給は、別表第 5 に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第 5 条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号給につい

ては、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(本給の切替えに伴う経過措置)

第6条 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額（平成21年11月30日改正職員給与規程の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年11月30日改正職員給与規程附則第2条（以下本条において「附則第2条」という。）の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員のうちその職務の級が附則第2条の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下このこの項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

一 二に掲げる職員以外の職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員でその号給が次の表の号給欄に掲げる号給である者を除く。） 100分の99.1

二 指定職本給表の適用を受ける職員 100分の98.94

本 給 表	職 務 の 級	号 給
一般職本給表(一)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
一般職本給表(二)	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで
研究教育職本給表	1級	1号給から44号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで

2 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。

3 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

第7条 前条の規定による本給を支給される職員に関する本規程第11条第2項、第23条第2項及び第26条の規定の適用については、本規程第11条第2項中「調整前における本給月額」とあるのは「調整前における本給月額と平成18年4月1日改正職員給与規程附則第6条の規定による本給の額との合計額」と、第23条第2項及び第26条中「本給月額」とあるのは「本給月額と平成18年4月1日改正職員給与規程附則第6条の規定による本給の額との合計額」とする。

(平成19年3月31日までの間における本規程の適用に関する特例)

第8条 平成19年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる本規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	4号給	2号給
	3号給	1号給

(平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における本規程の適用に関する特例)

第9条 平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる本規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給

(国立大学法人等との人事交流者の支給割合基準日の改正)

第10条 (削除)

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)

第2条 平成18年4月1日改正人間文化研究機構職員給与規程附則第6条の規定による本給を支給される職員のうちその者の受ける本給月額と当該本給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える職員についての本規程第11条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額」とあるのは、「職員の本給月額と平成18年4月1日改正人間文化研究機構職員給与規程附則第6条の規定による本給の額との合計額」とする。

(国立大学法人等との人事交流者の地域手当に関する特例)

第3条 (削除)

(広域異動手当に関する経過措置)

第4条 本規程第12条の2の規定は、平成16年4月2日から平成19年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務場所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務場所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から3年を経過する日までの間」とあるのは、「当該異動等の日から3年を経過する日までの間のうち、平成19年4月1日以後の期

間について」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成19年8月1日から施行する。

(平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における本規程の適用に関する特例)

第2条 平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる本規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第4項	2号給	1号給
--------	-----	-----

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成20年1月15日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

(国立大学法人等との人事交流者の地域手当に関する特例)

第2条 国立大学法人等との人事交流協定に基づき採用した職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）において、当該異動後の地域手当の支給割合が異動の日の当日の交流元の国立大学法人等の地域手当（地域手当に相当する手当を含む。）支給割合（以下「異動当日の交流元の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該異動の日から人事交流期間満了（人事交流協定に定める期間を延長した場合の期間を含む。）までの間、本給及び扶養手当の合計額に異動当日の交流元の支給割合（異動当日の交流元の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、改定後の交流元の国立大学法人等の支給割合）を乗じて得た月額の地域手当の額を支給することができる。

附 則

この規程の改正は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成21年6月25日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 平成21年6月に支給する期末手当に関する第24条第2項の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成21年10月1日から施行する。

(国立国語研究所の異動者にかかる経過措置)

第2条 この規程の施行日の前日において、独立行政法人国立国語研究所（以下「旧国語研」という。）に在職しており、旧国語研の解散により施行日において人間文化研究機構国立国語研究所に身分を承継された職員（以下「承継職員」という。）で新たな本給表の適用を受ける職員のうち、その者の受ける本給月額が施行日の前日に受けていた本給月額に相当する額（以下「前本給月額」という。）に達しないこととなる場合は、必要と認める間、当該受ける本給月額にかかわらず、前本給月額を本給として支給することができる。

第3条 前条の規定にかかわらず、承継職員のうち、研究員となった職員の本給については、必要と認める間、本規程第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、機構長が別に定める研究職本給表等を適用する。

附 則

この規程の改正は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年1月1日から施行する。ただし、施行の日（以下「施行日」という。）の前日に機関の長として指定職本給表の適用を受ける者が、施行日以降に引き続き機関の長として在職する場合（再任による場合を含む。）は、第5条第3項第3号の規定にかかわらず、指定職本給表を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

(育児休業復職時号給調整に係る経過措置)

第2条 施行日以前に育児休業を取得又は育児休業から復帰した職員について部内均衡上必要と認められる場合は、第29条第1項第3号中「100分の100以下」とあるのは「平成19年8月1日（以下「基準日」という。）以降の育児休業期間については100分の100以下、基準日の前日以前の育児休業期間については2分の1以下」と読替えてその者の受ける号給について必要な調整を行うことができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成22年12月1日から施行する。

(55歳を超える職員の本給月額減額支給等について)

第2条 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（機関の長及び再任用職員を除く。）のうちその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でない者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第33条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項及び第3項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額（以下この項及び附則第3項において「本給月額減額基礎額」という。））

二 管理職手当 前号に準ずる額

三 地域手当 当該特定職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

四 広域異動手当 当該特定職員の本給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額）

五 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（第24条第4項の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額（同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に

係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

六 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第25条第4項において準用する第24条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内別に定める割合を乗じて得た額(同項に規定する別に定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、本給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第25条第2項に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第24条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第25条第2項に規定する割合を乗じて得た額)

七 第27条第1項から第5項まで、第7項及び第9の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第27条第1項 前各号に定める額

ロ 第27条第2項 第1号及び第3号から第5号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第27条第3項 第1号、第3号及び第4号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与にかかる割合を乗じて得た額

ニ 第27条第7項 第1号及び第3号から第5号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与にかかる割合を乗じて得た額

ホ 第27条第9項 第5号に定める額に100分の80を乗じて得た額

本給表	職務の級
一般職本給表(一)	6級
研究教育職本給表	5級

2 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は別に定める。

3 第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第17条から第19条まで並びに第29条、第30条並びに第32条に規定する勤務1時間当りの給与額は、第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額、管理職手当並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額を当該年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び管理職手当の月額の合計額を当該年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

- 4 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(その他必要な事項)

第3条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程の改正は、平成23年1月1日から施行し、平成23年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の第27条第10項及び第33条の規定は、同日以後の病気休職期間及び同日以後に使用した病気休暇期間について適用する。

(平成23年4月1日における号給の調整等)

第2条 平成23年4月1日(以下「調整日」という。)において43歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日(以下「調整対象昇給日」という。)において本規程第9条の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して次の各号の一に該当する者を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められる職員の調整日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

一 調整対象昇給日における本規程第9条の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員(調整対象昇給日から調整日までの期間(以下「特定期間」という。)に本給表の適用を異にする異動又は本給表の適用を異にしない別に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動(以下「本給表異動等」という。)をした職員を除く。)

二 調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が前年の昇給日後に新たに職員となった者として別に定める基準に従い決定された昇給の号給数(以下この号において「期間割昇給号給数」という。)である職員であって、当該期間割昇給号給数と、本規程平成18年改正附則第9条の規定の適用がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割号給数とが等しくなるもの(次号及び次項第3号イにおいて「期間割非抑制職員」という。)(特定期間に本給表異動等をした職員を除く。)

三 特定期間に本給表異動等をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該本給表異動等があったものとした場合に、調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は期間割非抑制職員に該当することとなるもの

2 前項の当該職員との権衡上必要があると認められる職員は、調整対象昇給日に本規程第9条の規定により昇給した職員以外のうち、次に掲げるものとする。

一 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、平成19年1月1日以後に新たに職員となり、別に定める初任給に関する経過措置の適用を受けて号給を決定された職員であって、採用日から同経過措置による調整年数を遡った日が平成21年11月1日(新たに

職員となった者の職務の級が、一般職本給表（一） 7 級以上であるものは、同年 1 0 月 1 日）前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に本給表異動等をした職員及び次号に掲げる職員を除く。）

二 特定期間に国家公務員、他国立大学法人及び地方公務員等から人事交流等により引き続いて職員となった者（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に本給表異動等をした職員を除く。）

三 特定期間に本給表等異動等をした職員であって、次に掲げるもの

イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該本給表異動等があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの（次号に掲げる職員を除く。）

ロ 調整対象昇給日から調整日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）であって、新たに職員となった日から当該本給表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第一号に該当することとなるもの

3 前項までに定めるもののほか、調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、休暇のために引き続いて勤務していなかった期間及び育児休業をしていた期間等がある職員であって、平成 2 1 年 1 月 1 日から調整日の前日までの間に復職又は職務に復帰した場合、調整日以後に採用された職員のうち、調整日において 4 3 歳に満たない職員の初任給の号給を決定する場合その他の場合に、部内の他の職員との均衡を考慮して権衡上必要と認められる限度において、給与法適用者の例により、必要な調整を行うことができるものとする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規程の改正は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 2 4 年 4 月 1 日における号給の調整）

第 2 条 平成 2 4 年 4 月 1 日において、3 6 歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、当該職員の平成 1 9 年 1 月 1 日、平成 2 0 年 1 月 1 日及び平成 2 1 年 1 月 1 日の本規程第 9 条の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があると認められる職員の平成 2 4 年 4 月 1 日における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給（平成 2 4 年 4 月 1 日において 3 0 歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があると認められる職員にあっては、2 号給）上位の号給とすることができる。

2 前項の規定により号給の調整を実施する場合のほか、休職にされていた期間、休暇のために引き続いて勤務していなかった期間及び育児休業をしていた期間等がある職員の復職時の号給決定又は初任給決定の計算過程等における平成 1 9 年 1 月 1 日、平成 2 0 年 1 月 1 日及び平成 2 1 年 1 月 1 日の昇給抑制の効果等考慮すべき状況が認められる場合に、部内の他の職員との均衡を考慮して、給与法適用者の例により必要な調整を行うことができるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日における号給の調整)

第2条 平成25年4月1日において、31歳以上39歳未満の職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日における本規程第9条の規定による昇給その他の号給の決定過程において昇給抑制の効果等が認められる場合（以下この条において「調整考慮事項が認められる場合」という。）において、31歳以上37歳未満の職員にあっては、いずれか2以上（37歳以上39歳未満の職員にあっては、いずれか1以上）の調整考慮事項が認められる場合は、当該職員の平成25年4月1日における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とすることができる。

2 前項の規定により号給を調整する場合のほか、休職にされていた期間、休暇のために引き続いて勤務していなかった期間及び育児休業をしていた期間等がある職員の復職時の号給決定又は初任給決定の計算過程等において調整考慮事項が認められる場合は、部内の他の職員との均衡を考慮して、給与法適用者の例により必要な調整を行うことができる。

附 則

この規程の改正は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年4月14日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(平成26年4月1日における号給の調整)

第2条 平成26年4月1日において、38歳未満の職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日における本規程第9条の規定による昇給その他の号給の決定過程においていずれも昇給抑制の効果等が認められる場合（以下この条において「調整考慮事項が認められる場合」という。）において、38歳以上40歳未満の職員にあっては、いずれか2以上の調整考慮事項が認められる場合において、40歳以上45歳未満の職員にあっては、いずれかの調整考慮事項が認められる場合においては、当該職員の平成26年4月1日における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とすることができる。

2 前項の規定により号給を調整する場合のほか、休職にされていた期間、休暇のために引き続いて勤務していなかった期間及び育児休業をしていた期間等がある職員の復職時の号給決定又は初任給決定の計算過程等において調整考慮事項が認められる場合は、部内の他の職員との均衡を考慮して、給与法適用者の例により必要な調整を行うことができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程の改正は、平成26年12月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(平成27年3月31日までの間における本規程の適用に関する特例)

第2条 平成27年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる本規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(本給の切替えに伴う経過措置)

第2条 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年11月30日改正職員給与規程附則第2条（以下本条において「附則第2条」という。）の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうちその職務の級が附則第2条の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

2 切替日以降に新たに本規程の適用を受けることとなった職員について、国家公務員、地方公務員又は他の国立大学法人、大学共同利用機関法人等の職員であった者が、引き続き本機構の職員となった場合（退職手当の算定において在職期間が通算されることとなる場合に限る。）において、前項の規定による額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、本給を支給する。

(広域異動手当に関する経過措置)

第3条 改正後の規程第12条の2第1項中「100分の10」、「100分の5」とあるのは、平成28年3月31日までの間においては、それぞれ「100分の8」、「100分の4」と読み替える。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第4条 改正後の規程第15条第2項中「30,000円」とあるのは、平成30年3月31日までの間においては、「26,000円」と読み替える。

附 則

この規程は、平成２７年９月７日から施行する。

附 則

(施行期日)

第１条 この規程は、平成２８年３月１５日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

(平成２７年給与改正に伴う給与の支給等の特例)

第２条 平成２７年３月２３日改正附則第２条に該当する者のうち、本規程の給与改正の適用を受け、算出時の端数処理により施行日の前日に支給された本給及び諸手当等（給与の減額の規定等を適用された場合の額も含む）の額に達しない額となる場合は、施行日の前日に受けていた額を支給するものとする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第３条 平成２７年４月１日改正職員給与規程附則第４条において「平成３０年３月３１日まで」とあるのは、「平成２８年３月３１日まで」と読み替える。

附 則

(施行期日)

第１条 この規程は、平成２９年１月３０日から施行する。

(平成２８年給与改正に伴う給与の支給等の特例)

第２条 この規程の施行日の前日から引き続き本規程の適用を受ける職員又は機構長が別に定める者については、改正後の大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第５条第２項別表第１から別表第５の規定は平成２８年４月１日から、改正後の職員給与規程第２５条の規程は平成２８年１２月１日から適用する。

第３条 平成２７年３月２３日改正附則第２条に該当する者のうち、本規程の給与改正の適用を受け、算出時の端数処理により施行日の前日に支給された本給及び諸手当等（給与の減額の規定等を適用された場合の額も含む）の額に達しない額となる場合は、施行日の前日に受けていた額を支給するものとする。

附 則

(施行期日)

第１条 この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

(平成２８年給与改正に伴う給与の支給等の特例)

第２条 改正後の第１０条第３項の規定に定める扶養手当の額は、平成２９年４月１日から平成３２年３月３１日までの間、第１０条ただし書き及び当該規定を適用せず次の表に定める額とする。

改正後の第１０条第２項各号に掲げる扶養親族	改正後の第１０条に定める者	平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日まで	平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで	平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日まで
第１号	一般（一）９級以上職員等（改正後の第１０条第１項に定めるものをいう。以下同じ。）	１０，０００円	６，５００円	３，５００円
	一般（一）８級職員等（改正後の第１０条第３項各	１０，０００円	６，５００円	３，５００円

	号に定めるものをいう。 以下同じ。）			
	それ以外の者	10,000円	6,500円	6,500円
第2号	一般（一）9級以上職員等	8,000円	10,000円	10,000円
	一般（一）8級職員等	8,000円	10,000円	10,000円
	それ以外の者	8,000円	10,000円	10,000円
第3号から第6号まで	一般（一）9級以上職員等	6,500円	6,500円	3,500円
	一般（一）8級職員等	6,500円	6,500円	3,500円
	それ以外の者	6,500円	6,500円	6,500円

2 改正後の第10条第2項第1号に掲げる扶養親族がない場合にあっては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、そのうち1人につき次の各号に定める額とする。ただし、いずれにも該当する場合には、第1号に定める額とする。

一 改正後の第10条第2項第2号 10,000円

二 改正後の第10条第2項第3号から第6号まで 9,000円

3 改正後の第10条第5項については平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、当該規定は適用せず、次の表の左欄の期間に応じて右欄に定める規定を適用する。

期間	規定
平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を機構長に届け出なければならない。 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） 四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで	5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を機構長に届け出なければならない。 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 二 扶養親族足り要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

- 4 改正後の第10条第6項については平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、当該規定は適用せず、次の表の左欄の期間に応じた右欄に定める規定を適用する。

期間	規定
平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで	6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が退職し、解雇され、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 5 改正後の第10条第7項については平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、当該規定は適用せず、次の表の左欄の期間に応じた右欄に定める規定を適用する。

期間	規定
平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	7 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている職員について第5項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係る者がある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合 三 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	7 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

	- 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合 - 三 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで	7 扶養手当は、次の各号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 - 一 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合 - 三 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般（一）8級以上職員等（一般（一）8級職員等及び一般（一）9級以上職員等のことをいう。以下、同じ。）が一般（一）8級以上職員等以外の職員となった場合 - 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で一般（一）8級以上職員等以外の者が一般（一）8級以上職員等となった場合 - 五 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年1月29日から施行する。

（平成29年給与改正に伴う給与の支給等の特例）

第2条 この規程の施行日の前日から引き続き本規程の適用を受ける職員又は機構長が別に定める者については、改正後の大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）別表第1から別表第5の規定は平成29年4月1日から、改正後の職員給与規程第25条の規程は平成29年12月1日から適用する。

第3条 平成27年3月23日改正附則第2条に該当する者のうち、本規程の給与改正の適用を受け、算出時の端数処理により施行日の前日に支給された本給及び諸手当等（給与の減額の規定等を適用された場合の額も含む）の額に達しない額となる場合は、施行日の前日に受けていた額を支給するものとする。

（平成30年4月1日における号給の調整）

第4条 平成30年4月1日において、37歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び指定職本給表の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）のうち、平成27年1月1日において本規定第9条の規定により昇給した職員、その他の号給の決定過程において同等の昇給抑制の効果等が認められる職員の平成30年4月1日における号給は、この項の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とすることができる。

附 則

第1条 この規程は、平成31年1月28日から施行する。

第2条 本規定第24条第2項に規定する期末手当の支給割合については、平成31年4月1日から適用する。適用日までの間は以下のとおり読み替えるものとする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては、100分の137.5を乗じて得た額（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者並びに同表及び指定職本給表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当する者（以下「特定幹部職員」という。）にあっては6月に支給する場合においては、100分の102.5、12月に支給する場合においては、100分の117.5を乗じて得た額、指定職本給表の適用を受ける職員にあっては6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の73.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

第3条 この規程の施行日の前日から引き続き本規程の適用を受ける職員又は機構長が別に定める者については、改正後の大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）別表第1から別表第5の規定は平成30年4月1日から、改正後の職員給与規程第25条の規程は平成30年12月1日から適用する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年1月27日から施行する。

第2条 本規程第13条第1項及び第2項に規定する住居手当の支給額については、令和2年4月1日から適用する。適用日までの間は以下のとおり読み替えるものとする。

第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。ただし、指定職本給表の適用を受ける職員には支給されない。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国等から貸与された宿舍に居住し、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）
- 二 第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があるとして機構長が別に定めるもの。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- 一 前項第1号に掲げる職員次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員
家賃の月額から12,000円を控除した額
 - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員
家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
- 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

2 令和2年4月1日の前日において第13条の規定による住居手当を支給されていた職員で、改正により同条で定める手当額が2,000円を超える減額となる職員については、令和3年3月31日までの間、改正前の同条に定める手当額から2,000円を減じた額を住居手当として支給する。

第3条 この規程の施行日の前日から引き続き本規程の適用を受ける職員又は機構長が別に定める者については、改正後の大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)別表第1から別表第5の規定は平成31年4月1日から、改正後の職員給与規程第13条の規程は令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年2月27日から施行する。ただし、第24条及び第29条の改正は、令和4年10月1日から適用する。

(令和4年給与改正に伴う給与の支給等の特例)

第2条 この規程の施行日の前日から引き続き本規程の適用を受ける職員又は機構長が別に定める者については、改正後の大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)別表第1から別表第3の規定は令和4年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年12月11日から施行する。

(令和5年就業規則改正に伴う給与の支給等の特例)

第2条 当分の間、職員就業規則第3条第2項及び第3項に定める職員の本給月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される本給表の本給月額のうち、第7条及び第8条の規定により当該職員の属する職務の級並びに第8条第2項、第9条及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則第22条の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 人間文化研究機構職員任免規程(平成16年4月1日規程第24号)第4条第2項及び第3項により任期を定めて任用する臨時的職員

二 職員就業規則第14条の2第1項又は第2項の規定により同規則第14条の2第1項に規定する異動期間(同規則第14条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同規則第14条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

3 職員就業規則第14条の2第3項に規定する他の職への降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日(以下この項及び附則第5条において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2条の規定により当該職員の受ける本給月額(以下この項において「特定日本給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた本給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、

50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎本給月額」という。)に達しないこととなる職員(機構長に特に承認を得た職員を除く)には、当分の間、特定日以後、附則第2条の規定により当該職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。

- 4 前項の規定による本給の額と当該本給を支給される職員の受ける本給月額との合計額が第7条及び第8条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎本給月額と特定日本給月額」とあるのは、「第7条及び第8条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額と当該職員の受ける本給月額」とする。
- 5 異動日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員であつて、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける本給月額のほか、理事の承認を得て、前2項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。
- 6 附則第2条第3項又は前2項の規定による本給を支給される職員以外の附則第2条第1項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該本給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける本給月額のほか、機構長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を本給として支給する。
- 7 附則第3条又は前2項の規定による本給を支給される職員に対する第24条第4項(第25条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「本給月額」とあるのは、「本給月額と附則第3条、附則第5条又は附則第6条の規定による本給の額との合計額」とする。

附 則

第1条 この規程は、令和6年1月29日から施行する。

第2条 本規程第24条第2項に規定する期末手当の支給割合については、令和6年4月1日から適用する。適用日までの間は以下のとおり読み替えるものとする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、令和5年6月に支給する場合においては100分の120、令和5年12月に支給する場合においては、100分の125を乗じて得た額(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者並びに同表及び指定職本給表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当する者(以下「特定幹部職員」という。)にあつては令和5年6月に支給する場合においては、100分の100、令和5年12月に支給する場合においては、100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

第3条 この規程の施行日の前日から引き続き本規程の適用を受ける職員又は機構長が別に定める者については、改正後の大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)別表第1から別表第5の規定は令和5年4月1日から、改正後の職員給与規程第25条の規程は令和5年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年2月25日から施行し、令和6年4月1日から適用する。ただし、第1

0条、第12条、第13条及び附則第4条から第6条の規定は、令和7年4月1日から適用し、別表第1から別表第3の規定については、次の各号に定めるとおりとする。

一 令和7年3月31日までの間は、上段に掲げる本給表を適用する。

二 令和7年4月1日からは、下段に掲げる本給表を適用する。

(期末手当の支給割合に関する経過措置)

第2条 本規程第24条第2項に規定する期末手当の支給割合については、令和7年4月1日から適用する。適用日までの間は以下のとおり読み替えるものとする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては、100分の127.5を乗じて得た額（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者並びに同表及び指定職本給表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当する者（以下「特定幹部職員」という。）にあっては6月に支給する場合においては、100分の102.5、12月に支給する場合においては、100分の107.5を乗じて得た額、指定職本給表の適用を受ける職員にあっては、6月に支給する場合においては、100分の63を乗じて得た額、12月に支給する場合においては、100分の65.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(令和6年給与改正に伴う給与の支給等の特例)

第3条 この規程の施行日の前日から引き続き本規程の適用を受ける職員又は機構長が別に定める者については、改正後の大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)別表第1から別表第5の規定は令和6年4月1日から、改正後の職員給与規程第25条の規程は令和6年12月1日から適用する。

(号給の切替え)

第4条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において別表第1から別表第3までの本給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第5条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び別に定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第6条 切替日から令和8年3月31日までの間における第10条の適用については、同条第2項中「五 重度心身障害者」とあるのは「五 重度心身障害者 六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは、「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円（「一般（一）8級職員等」を除く。）とする」とする。なお、切替日から令和8年3月31日までの間における同条第5項から第7項の規定については、改正前の規定によるものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 一般職本給表(一)(第5条関係)

適用日:令和6年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500	
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700	
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700	
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600	
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500	
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400	
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200	
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100	
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800	
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300	
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000	
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600	
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400	
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000	
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500	

42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000		
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400		
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700		
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000		
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000			
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400			
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100			
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600			
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000			
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400			
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800			
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200			
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600			
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000			
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300			
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600			
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000			
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300			
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600			
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900			
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800				
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100				
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400				
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600				
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900				
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200				
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500				
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700				
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000				
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300				
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500				
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700				
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000				
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300				
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500				
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700				
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000				
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300				
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500				
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700				
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000				
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300				
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500				
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700				
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500					

87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800					
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000					
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200					
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500					
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800					
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000					
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200					
94		299,400	347,400							
95		299,700	347,800							
96		300,100	348,200							
97		300,300	348,400							
98		300,600	348,800							
99		301,000	349,200							
100		301,400	349,500							
101		301,600	349,800							
102		301,900	350,200							
103		302,200	350,600							
104		302,500	351,000							
105		302,700	351,500							
106		303,000	351,900							
107		303,300	352,300							
108		303,600	352,700							
109		303,800	353,200							
110		304,200	353,600							
111		304,600	353,900							
112		304,900	354,200							
113		305,100	354,700							
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								

別表第1 一般職本給表(一)(第5条関係)

適用日:令和7年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			

42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000							

87	256,300	297,400	346,400							
88	256,600	297,700	346,800							
89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							
91	257,500	298,600	347,800							
92	257,800	299,000	348,200							
93	258,100	299,200	348,400							
94		299,400	348,800							
95		299,700	349,200							
96		300,100	349,500							
97		300,300	349,800							
98		300,600	350,200							
99		301,000	350,600							
100		301,400	351,000							
101		301,600	351,500							
102		301,900	351,900							
103		302,200	352,300							
104		302,500	352,700							
105		302,700	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,300	353,900							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200								
111		304,600								
112		304,900								
113		305,100								
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								

別表第2 一般職本給表(二)(第5条関係)

適用日:令和6年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000
13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100
24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400

28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400
32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300
35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400
36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400
37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400
38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400
39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400
40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300
41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200
42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100
43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000
44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900
45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800
46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800
47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800
48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700
49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600
50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500
51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400
52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200
53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000
54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800
55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600
56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300
57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000
58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800

59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600
60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200
61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900
62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500
63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200
64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900
65	236,600	260,100	287,000	313,300	361,500
66	236,900	260,400	287,600	313,800	362,000
67	237,200	260,700	288,200	314,400	362,500
68	237,500	260,900	288,800	315,000	363,000
69	237,800	261,100	289,300	315,600	363,400
70	238,100	261,400	289,800	316,000	
71	238,400	261,700	290,300	316,500	
72	238,700	261,900	290,800	317,000	
73	238,900	262,100	291,300	317,300	
74	239,200	262,400	291,800	317,800	
75	239,500	262,700	292,200	318,300	
76	239,700	262,900	292,600	318,700	
77	239,900	263,100	293,000	318,900	
78	240,200	263,400	293,400	319,200	
79	240,500	263,700	293,800	319,400	
80	240,700	263,900	294,200	319,700	
81	240,900	264,100	294,600	320,000	
82	241,200	264,400	295,000	320,300	
83	241,500	264,700	295,400	320,600	
84	241,700	264,900	295,900	320,800	
85	241,900	265,100	296,200	321,000	
86	242,200	265,300	296,700	321,300	
87	242,500	265,600	297,200	321,600	
88	242,700	265,900	297,700	321,800	
89	242,900	266,100	298,000	322,000	

90	243,200	266,300	298,500	322,300	
91	243,500	266,600	299,000	322,600	
92	243,700	266,800	299,300	322,900	
93	243,900	267,100	299,700	323,100	
94	244,200	267,400	300,200	323,400	
95	244,500	267,700	300,700	323,700	
96	244,700	267,900	301,200	323,900	
97	244,900	268,100	301,500	324,100	
98	245,200	268,400	301,900	324,400	
99	245,400	268,600	302,400	324,700	
100	245,700	268,900	302,900	324,900	
101	245,900	269,100	303,300	325,100	
102	246,100	269,300	303,700		
103	246,400	269,600	304,000		
104	246,700	269,900	304,300		
105	246,900	270,100	304,600		
106	247,200	270,300	305,000		
107	247,500	270,600	305,300		
108	247,700	270,800	305,700		
109	247,900	271,100	306,000		
110	248,200	271,400	306,400		
111	248,500	271,700	306,800		
112	248,700	271,900	307,100		
113	248,900	272,100	307,300		
114	249,200	272,400	307,600		
115	249,500	272,600	307,900		
116	249,700	272,800	308,100		
117	249,900	273,100	308,300		
118	250,200	273,400	308,600		
119	250,500	273,700	308,900		
120	250,700	273,900	309,100		

121	250,900	274,100	309,300		
122		274,300	309,600		
123		274,600	309,900		
124		274,900	310,100		
125		275,100	310,300		
126		275,300	310,600		
127		275,600	310,900		
128		275,900	311,100		
129		276,100	311,300		
130		276,300	311,600		
131		276,600	311,900		
132		276,900	312,100		
133		277,100	312,300		
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

別表第2 一般職本給表(二)(第5条関係)

適用日:令和7年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400

28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000

59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	

90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	
92	247,700	266,800	301,200	323,900	
93	247,900	267,100	301,500	324,100	
94	248,200	267,400	301,900	324,400	
95	248,500	267,700	302,400	324,700	
96	248,700	267,900	302,900	324,900	
97	248,900	268,100	303,300	325,100	
98	249,200	268,400	303,700		
99	249,500	268,600	304,000		
100	249,700	268,900	304,300		
101	249,900	269,100	304,600		
102	250,200	269,300	305,000		
103	250,500	269,600	305,300		
104	250,700	269,900	305,700		
105	250,900	270,100	306,000		
106		270,300	306,400		
107		270,600	306,800		
108		270,800	307,100		
109		271,100	307,300		
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		
117		273,100	309,300		
118		273,400	309,600		
119		273,700	309,900		
120		273,900	310,100		

121		274,100	310,300		
122		274,300	310,600		
123		274,600	310,900		
124		274,900	311,100		
125		275,100	311,300		
126		275,300	311,600		
127		275,600	311,900		
128		275,900	312,100		
129		276,100	312,300		
130		276,300			
131		276,600			
132		276,900			
133		277,100			
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

別表第3 研究教育職本給表(第5条関係)

適用日:令和6年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	217,800	261,400	317,100	358,300	423,100	542,000
2	220,300	263,600	319,300	360,900	425,000	545,000
3	222,700	265,700	321,500	363,500	426,800	548,100
4	225,100	267,600	323,600	366,000	428,500	551,200
5	227,500	269,400	325,700	368,400	430,200	554,200
6	229,900	270,900	327,600	370,800	432,100	556,600
7	232,400	272,400	329,400	373,300	434,000	559,100
8	234,800	273,900	331,200	375,700	435,800	561,500
9	237,200	275,700	333,000	378,200	437,200	563,800
10	239,000	277,700	334,900	380,700	439,100	565,600
11	240,800	279,700	336,700	383,200	441,000	567,500
12	242,600	281,700	338,500	385,600	442,900	569,400
13	244,300	283,700	340,300	388,000	444,300	571,100
14	245,900	285,900	341,900	389,600	446,200	572,500
15	247,500	288,000	343,500	391,100	448,100	573,800
16	249,000	290,100	345,000	392,600	450,000	575,000
17	250,500	292,000	346,500	393,600	451,700	576,300
18	251,900	294,700	348,100	395,300	453,500	577,100
19	253,200	297,400	349,700	396,700	455,300	577,800
20	254,600	300,000	351,300	398,000	457,100	578,500
21	255,900	302,600	352,700	399,200	459,100	579,300
22	257,400	305,000	354,700	400,200	461,300	
23	258,900	307,400	356,700	401,200	463,700	
24	260,400	309,600	358,700	402,200	466,000	
25	261,900	311,800	360,500	403,100	468,000	
26	263,600	313,800	362,100	404,200	470,100	
27	265,300	315,800	363,700	405,300	472,200	

28	267,000	317,800	365,300	406,400	474,200	
29	268,600	319,800	366,600	407,500	476,200	
30	270,500	321,700	368,100	408,600	478,500	
31	272,400	323,600	369,500	409,700	480,700	
32	274,300	325,500	370,800	410,800	482,600	
33	276,100	327,300	372,100	411,900	484,500	
34	277,300	329,200	373,300	413,000	486,600	
35	278,500	331,100	374,500	414,100	488,800	
36	279,600	333,000	375,600	415,300	490,800	
37	280,600	334,700	376,700	416,300	492,900	
38	281,600	335,900	378,100	417,400	494,900	
39	282,600	337,000	379,400	418,500	496,800	
40	283,600	338,100	380,700	419,700	498,700	
41	284,600	338,700	382,000	420,600	500,700	
42	285,700	339,100	383,300	421,700	502,600	
43	286,800	339,500	384,600	422,800	504,300	
44	287,700	339,900	385,900	423,800	506,200	
45	288,600	340,500	387,200	424,800	508,100	
46	289,600	341,000	388,400	425,900	509,900	
47	290,600	341,500	389,600	427,000	511,700	
48	291,500	341,900	390,700	428,100	513,500	
49	292,400	342,300	391,800	429,100	515,200	
50	292,900	342,700	393,000	430,300	516,900	
51	293,300	343,100	394,100	431,500	518,700	
52	293,900	343,500	395,200	432,700	520,500	
53	294,300	343,900	396,300	433,400	522,000	
54	294,700	344,300	397,500	434,300	523,600	
55	295,000	344,700	398,700	435,200	525,300	
56	295,400	345,100	399,800	436,000	526,900	
57	295,800	345,500	400,800	436,800	528,500	
58	296,300	345,900	401,800	437,700	529,800	

59	296,800	346,300	402,800	438,600	531,100	
60	297,200	346,700	403,700	439,400	532,300	
61	297,600	347,100	404,900	440,100	533,500	
62	298,000	347,500	406,300	441,000	534,500	
63	298,400	347,900	407,700	442,000	535,500	
64	298,800	348,300	409,100	442,900	536,500	
65	299,200	348,700	409,900	443,800	537,100	
66	299,600	349,100	410,900	444,700	538,000	
67	300,000	349,500	411,900	445,700	538,900	
68	300,400	349,900	413,000	446,600	539,800	
69	300,800	350,300	413,900	447,600	540,700	
70	301,200	350,800	414,700	448,600	541,500	
71	301,600	351,200	415,500	449,500	542,200	
72	302,000	351,600	416,200	450,500	542,700	
73	302,400	351,900	416,900	451,400	543,400	
74	302,800	352,400	417,800	452,300	543,900	
75	303,200	352,800	418,600	453,200	544,700	
76	303,600	353,200	419,200	454,200	545,300	
77	303,900	353,600	419,800	455,000	545,800	
78	304,300	354,100	420,300	455,400	546,400	
79	304,700	354,600	420,700	456,000	547,000	
80	305,100	355,100	421,100	456,600	547,600	
81	305,400	355,600	421,400	457,300	548,200	
82	305,800	356,300	421,800	458,000		
83	306,200	357,000	422,100	458,300		
84	306,600	357,700	422,500	458,900		
85	306,900	358,300	422,800	459,300		
86	307,300	358,900	423,200	459,700		
87	307,700	359,500	423,600	460,100		
88	308,100	360,100	424,000	460,400		
89	308,500	360,600	424,300	460,700		

90	308,900	361,000	424,600	461,100		
91	309,300	361,400	425,000	461,500		
92	309,700	361,800	425,300	461,800		
93	310,100	362,200	425,600	462,100		
94	310,600	362,600	426,000	462,500		
95	311,100	363,100	426,300	462,800		
96	311,500	363,500	426,600	463,100		
97	311,900	364,100	426,900	463,400		
98	312,400	364,600	427,200	463,800		
99	312,900	365,000	427,500	464,100		
100	313,500	365,500	427,800	464,400		
101	313,800	365,900	428,100	464,700		
102	314,100	366,400	428,400			
103	314,400	366,700	428,700			
104	314,700	367,100	429,000			
105	315,000	367,600	429,300			
106	315,300	368,000	429,600			
107	315,600	368,500	429,900			
108	315,800	369,000	430,200			
109	316,100	369,400	430,500			
110	316,400	369,900	430,800			
111	316,800	370,300	431,100			
112	317,200	370,700	431,400			
113	317,500	371,100	431,700			
114	317,900	371,500	432,000			
115	318,200	371,900	432,300			
116	318,500	372,300	432,600			
117	318,700	372,700	432,800			
118	319,000	373,100				
119	319,400	373,500				
120	319,800	373,900				

121	320,000	374,200				
122	320,300	374,600				
123	320,600	375,100				
124	321,000	375,400				
125	321,200	375,800				
126	321,400	376,300				
127	321,700	376,800				
128	322,000	377,200				
129	322,200	377,600				
130	322,500	378,100				
131	322,900	378,600				
132	323,100	379,100				
133	323,300	379,600				
134	323,600	380,100				
135	324,000	380,600				
136	324,200	381,100				
137	324,400	381,600				
138	324,600	382,100				
139	324,800	382,600				
140	325,100	383,100				
141	325,500	383,600				
142	325,800					
143	326,100					
144	326,400					
145	326,800					
146	327,100					
147	327,300					
148	327,600					
149	328,000					
150	328,300					
151	328,600					

152	328,800					
153	329,100					
154	329,400					
155	329,700					
156	330,000					
157	330,200					

別表第3 研究教育職本給表(第5条関係)

適用日:令和7年4月1日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	217,800	261,400	340,300	393,600	466,000	563,800
2	220,300	263,600	341,900	395,300	474,200	571,100
3	222,700	265,700	343,500	396,700	482,600	577,100
4	225,100	267,600	345,000	398,000	490,800	582,100
5	227,500	269,400	346,500	399,200	498,700	586,100
6	229,900	270,900	348,100	400,200	506,200	589,100
7	232,400	272,400	349,700	401,200	513,500	591,400
8	234,800	273,900	351,300	402,200	520,500	593,400
9	237,200	275,700	352,700	403,100	526,900	
10	239,000	277,700	354,700	404,200	532,300	
11	240,800	279,700	356,700	405,300	537,100	
12	242,600	281,700	358,700	406,400	541,500	
13	244,300	283,700	360,500	407,500	544,700	
14	245,900	285,900	362,100	408,600	547,600	
15	247,500	288,000	363,700	409,700	550,400	
16	249,000	290,100	365,300	410,800	552,800	
17	250,500	292,000	366,600	411,900	554,800	
18	251,900	294,700	368,100	413,000		
19	253,200	297,400	369,500	414,100		
20	254,600	300,000	370,800	415,300		
21	255,900	302,600	372,100	416,300		
22	257,400	305,000	373,300	417,400		
23	258,900	307,400	374,500	418,500		
24	260,400	309,600	375,600	419,700		
25	261,900	311,800	376,700	420,600		
26	263,600	313,800	378,100	421,700		
27	265,300	315,800	379,400	422,800		

28	267,000	317,800	380,700	423,800		
29	268,600	319,800	382,000	424,800		
30	270,500	321,700	383,300	425,900		
31	272,400	323,600	384,600	427,000		
32	274,300	325,500	385,900	428,100		
33	276,100	327,300	387,200	429,100		
34	277,300	329,200	388,400	430,300		
35	278,500	331,100	389,600	431,500		
36	279,600	333,000	390,700	432,700		
37	280,600	334,700	391,800	433,400		
38	281,600	335,900	393,000	434,300		
39	282,600	337,000	394,100	435,200		
40	283,600	338,100	395,200	436,000		
41	284,600	338,700	396,300	436,800		
42	285,700	339,100	397,500	437,700		
43	286,800	339,500	398,700	438,600		
44	287,700	339,900	399,800	439,400		
45	288,600	340,500	400,800	440,100		
46	289,600	341,000	401,800	441,000		
47	290,600	341,500	402,800	442,000		
48	291,500	341,900	403,700	442,900		
49	292,400	342,300	404,900	443,800		
50	292,900	342,700	406,300	444,700		
51	293,300	343,100	407,700	445,700		
52	293,900	343,500	409,100	446,600		
53	294,300	343,900	409,900	447,600		
54	294,700	344,300	410,900	448,600		
55	295,000	344,700	411,900	449,500		
56	295,400	345,100	413,000	450,500		
57	295,800	345,500	413,900	451,400		
58	296,300	345,900	414,700	452,300		

59	296,800	346,300	415,500	453,200		
60	297,200	346,700	416,200	454,200		
61	297,600	347,100	416,900	455,000		
62	298,000	347,500	417,800	455,400		
63	298,400	347,900	418,600	456,000		
64	298,800	348,300	419,200	456,600		
65	299,200	348,700	419,800	457,300		
66	299,600	349,100	420,300	458,000		
67	300,000	349,500	420,700	458,300		
68	300,400	349,900	421,100	458,900		
69	300,800	350,300	421,400	459,300		
70	301,200	350,800	421,800	459,700		
71	301,600	351,200	422,100	460,100		
72	302,000	351,600	422,500	460,400		
73	302,400	351,900	422,800	460,700		
74	302,800	352,400	423,200	461,100		
75	303,200	352,800	423,600	461,500		
76	303,600	353,200	424,000	461,800		
77	303,900	353,600	424,300	462,100		
78	304,300	354,100	424,600	462,500		
79	304,700	354,600	425,000	462,800		
80	305,100	355,100	425,300	463,100		
81	305,400	355,600	425,600	463,400		
82	305,800	356,300	426,000	463,800		
83	306,200	357,000	426,300	464,100		
84	306,600	357,700	426,600	464,400		
85	306,900	358,300	426,900	464,700		
86	307,300	358,900	427,200			
87	307,700	359,500	427,500			
88	308,100	360,100	427,800			
89	308,500	360,600	428,100			

90	308,900	361,000	428,400			
91	309,300	361,400	428,700			
92	309,700	361,800	429,000			
93	310,100	362,200	429,300			
94	310,600	362,600	429,600			
95	311,100	363,100	429,900			
96	311,500	363,500	430,200			
97	311,900	364,100	430,500			
98	312,400	364,600	430,800			
99	312,900	365,000	431,100			
100	313,500	365,500	431,400			
101	313,800	365,900	431,700			
102	314,100	366,400	432,000			
103	314,400	366,700	432,300			
104	314,700	367,100	432,600			
105	315,000	367,600	432,800			
106	315,300	368,000				
107	315,600	368,500				
108	315,800	369,000				
109	316,100	369,400				
110	316,400	369,900				
111	316,800	370,300				
112	317,200	370,700				
113	317,500	371,100				
114	317,900	371,500				
115	318,200	371,900				
116	318,500	372,300				
117	318,700	372,700				
118	319,000	373,100				
119	319,400	373,500				
120	319,800	373,900				

121	320,000	374,200				
122	320,300	374,600				
123	320,600	375,100				
124	321,000	375,400				
125	321,200	375,800				
126	321,400	376,300				
127	321,700	376,800				
128	322,000	377,200				
129	322,200	377,600				
130	322,500	378,100				
131	322,900	378,600				
132	323,100	379,100				
133	323,300	379,600				
134	323,600	380,100				
135	324,000	380,600				
136	324,200	381,100				
137	324,400	381,600				
138	324,600	382,100				
139	324,800	382,600				
140	325,100	383,100				
141	325,500	383,600				
142	325,800					
143	326,100					
144	326,400					
145	326,800					
146	327,100					
147	327,300					
148	327,600					
149	328,000					
150	328,300					
151	328,600					

152	328,800					
153	329,100					
154	329,400					
155	329,700					
156	330,000					
157	330,200					

別表第4 指定職本給表(第5条関係)

適用日:令和6年4月1日

号 給	本給月額
	円
1	716,000
2	772,000
3	829,000
4	908,000
5	979,000
6	1,049,000
7	1,122,000
8	1,191,000

附則別表 号給の切替表

一般職本給表（一）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			

54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

一般職本給表（二）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45

54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		

111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

研究教育職本給表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	2	
26	14	10	2	
27	15	11	2	
28	16	12	2	
29	17	13	3	
30	18	14	3	
31	19	15	3	
32	20	16	3	
33	21	17	4	
34	22	18	4	
35	23	19	4	
36	24	20	4	
37	25	21	5	
38	26	22	5	
39	27	23	5	
40	28	24	5	
41	29	25	6	
42	30	26	6	
43	31	27	6	
44	32	28	6	
45	33	29	7	
46	34	30	7	
47	35	31	7	
48	36	32	7	
49	37	33	8	
50	38	34	8	
51	39	35	8	
52	40	36	8	
53	41	37	9	

54	42	38	9	
55	43	39	9	
56	44	40	9	
57	45	41	10	
58	46	42	10	
59	47	43	10	
60	48	44	10	
61	49	45	11	
62	50	46	11	
63	51	47	11	
64	52	48	11	
65	53	49	11	
66	54	50	12	
67	55	51	12	
68	56	52	12	
69	57	53	12	
70	58	54	12	
71	59	55	13	
72	60	56	13	
73	61	57	13	
74	62	58	13	
75	63	59	13	
76	64	60	14	
77	65	61	14	
78	66	62	14	
79	67	63	14	
80	68	64	14	
81	69	65	15	
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78	74		
91	79	75		
92	80	76		
93	81	77		
94	82	78		
95	83	79		
96	84	80		
97	85	81		
98	86	82		
99	87	83		
100	88	84		
101	89	85		
102	90			
103	91			
104	92			
105	93			
106	94			
107	95			
108	96			
109	97			
110	98			

111	99			
112	100			
113	101			
114	102			
115	103			
116	104			
117	105			